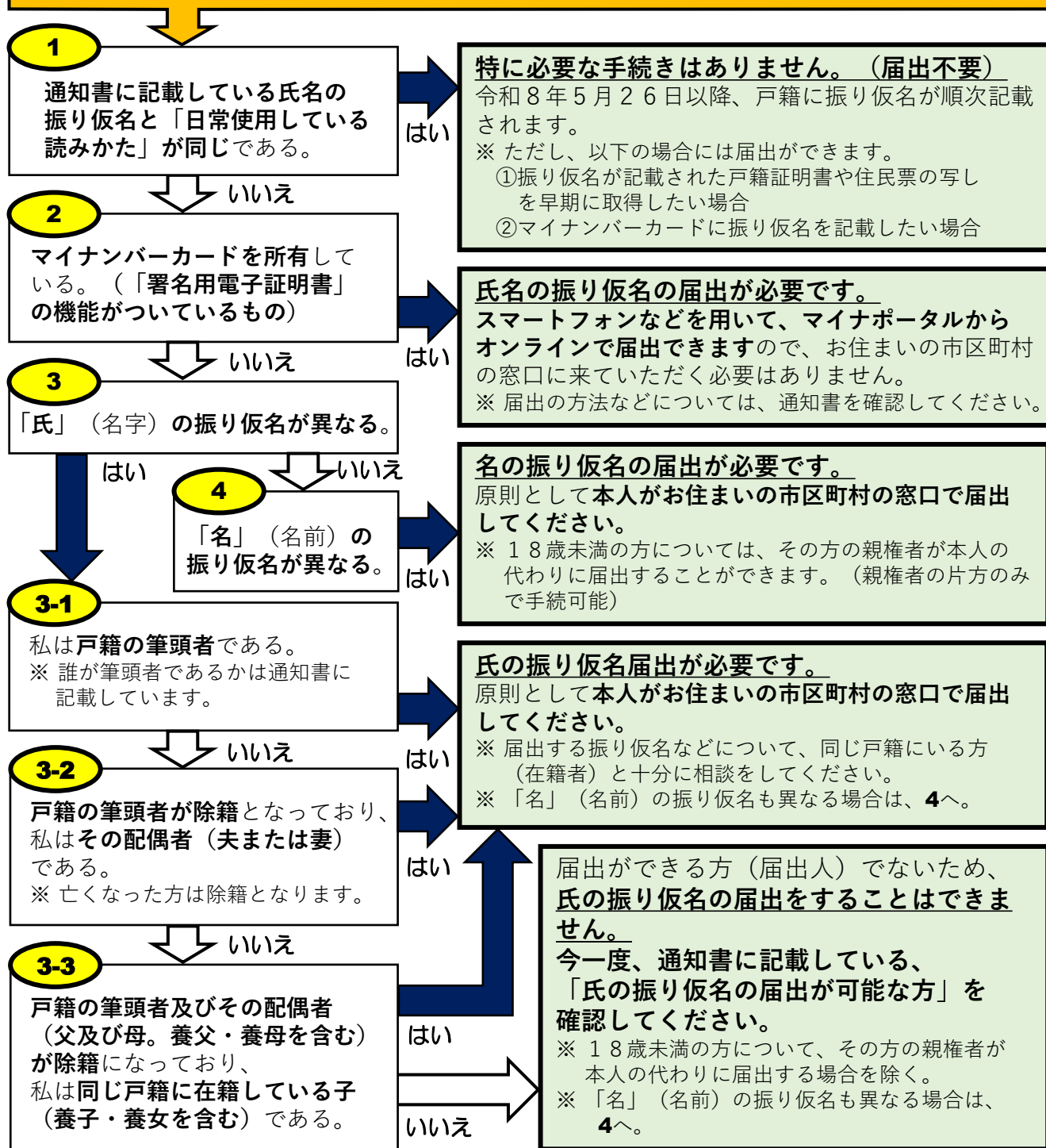


スタート！／

氏名の振り仮名届出フローチャート

本籍地の市区町村から「戸籍に記載される振り仮名の通知書」（以下「通知書」）が手元に届いたらご確認ください。



ご注意ください！／

- 氏名の振り仮名は、令和7年5月26日から令和8年5月25日の間に届出できます。
- 上記の期間に届出がなかった場合は、令和8年5月26日以降に、通知書に記載されている氏名の振り仮名が戸籍に順次記載されます。
- 一度、氏名の振り仮名の届出をした方が、再度氏名の振り仮名を変更しようとする場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ご不明な点は、「通知書の発送元（本籍地）の市区町村」または「法務省のコールセンター（☎0570-05-0310）」にお問い合わせください。